［参考］

|  |
| --- |
| **７０８９．指定地外貨物検査許可申請**  **審査終了** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＡＣＥ | 指定地外貨物検査許可申請審査終了 |

１．業務概要

指定地外貨物検査許可申請について、許可、撤回または手作業移行の旨の登録を行う。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

印紙納付の場合で、許可の旨を登録した場合は、即時に指定地外貨物検査の許可を行う。

電子納付の場合で、許可の場合には、ＮＡＣＣＳと歳入金電子納付システム（以下、「ＲＥＰＳ」という。）間においてシステム間連携を実施することとし、申請者がインターネットバンキング等により手数料を納付し、手数料領収済みとなった旨の通知をＲＥＰＳから受けた後に指定地外貨物検査許可通知情報を出力する。

２．入力者

税関

３．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 指定地外貨物検査許可通知情報 | 以下の条件をすべて満たす場合に出力  ①許可の旨を登録した場合  ②印紙納付の場合 | 申請者 |
| 入力者 |
| 手数料納付情報登録依頼情報 | 以下の条件をすべて満たす場合に出力  ①許可の旨を登録した場合  ②電子納付の場合 | ＲＥＰＳ |
| 納付番号通知情報（手数料）＊２ | 以下の条件をすべて満たす場合に出力  ①許可の旨を登録した場合  ②電子納付の場合 | 申請者  入力者（申請先税関）  ＊１ |

（＊１）「情報出力要求表示」欄に「Ｙ」と入力された場合は、申請者に出力せず、入力者に出力する。

（＊２）出力については「手数料情報登録（ＲＰ１）」業務を参照。

４．特記事項

（１）ＲＥＰＳにおいて手数料を納付した後、手数料納付情報の取消しはできない。

（２）本業務の対象となる手数料納付情報は、納付されない場合一定期間経過後にＲＥＰＳから自動削除される。手数料納付情報削除後は、手数料を納付することはできない。